

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	総務省																																						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																																								
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長																																								
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）</p>																																								
関係条文	<p>〔（所得税）租税特別措置法第28条の2、租税特別措置法施行令第18条の5〕</p> <p>〔（法人税）租税特別措置法第67条の5、第68条の102の2、租税特別措置法施行令第39条の28、第39条の124〕</p>																																								
減収見込額	[初年度]	－（▲14,958）	[平年度]																																						
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）																																						
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。今年度からマイナンバー制度への対応が必要になり、また、平成29年4月には消費税率の再引上げが予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、こうした中で、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減は不可欠である。</p> <p>中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>そのため、本措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。</p> <p>&lt;参考1&gt;中小企業における経理人数 平成20年：約2.7人 平成26年：約1.4人（▲1.3人）</p> <p>（出典） 「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）より算出。</p> <p>&lt;参考2&gt;中小企業の従業員数過不足D Iの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成24年</th> <th colspan="3">平成25年</th> </tr> <tr> <th>4-6月</th> <th>7-9月</th> <th>10-12月</th> <th>1-3月</th> <th>4-6月</th> <th>7-9月</th> <th>10-12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲2.3</td> <td>▲3.6</td> <td>▲4.0</td> <td>▲4.4</td> <td>▲5.5</td> <td>▲7.2</td> <td>▲9.9</td> </tr> <tr> <th colspan="3">平成26年</th> <th colspan="3">平成27年</th> </tr> <tr> <th>1-3月</th> <th>4-6月</th> <th>7-9月</th> <th>10-12月</th> <th>1-3月</th> <th>4-6月</th> </tr> <tr> <td>▲10.2</td> <td>▲10.0</td> <td>▲11.7</td> <td>▲12.5</td> <td>▲11.9</td> <td>▲11.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典）「中小企業景況調査」（中小企業庁）</p> <p>&lt;参考3&gt;中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 個人事業主：平成26年：31.3%（対前年比 +0.7ポイント） 法人：平成24年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）</p> <p>（出典） 個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省） 法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁） （平成23年は実施していないため、平成24年と22年の比較）</p>			平成24年			平成25年			4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	▲2.3	▲3.6	▲4.0	▲4.4	▲5.5	▲7.2	▲9.9	平成26年			平成27年			1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	▲10.2	▲10.0	▲11.7	▲12.5	▲11.9	▲11.2
平成24年			平成25年																																						
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月																																			
▲2.3	▲3.6	▲4.0	▲4.4	▲5.5	▲7.2	▲9.9																																			
平成26年			平成27年																																						
1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月																																				
▲10.2	▲10.0	▲11.7	▲12.5	▲11.9	▲11.2																																				
本要望に対応する縮減案	－																																								

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 28 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】 V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政民営化の確実な推進
	政策の達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業（従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.1 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。）をメルクマールとする。 個人事業主に関しては、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年（平成 30 年 3 月 31 日まで）
	同上の期間中の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割、及び従業員数 20 名未満の企業におけるパソコン利用割合 9 割への到達を目指す。
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主（従業員数 20 名未満）</li> <li>平成 20 年 28.5%</li> <li>平成 22 年 27.6%</li> <li>平成 24 年 30.8%</li> <li>平成 26 年 31.2%</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人（従業員数 20 名未満）</li> <li>平成 20 年 75.1%</li> <li>平成 22 年 64.9%</li> <li>平成 24 年 70.0%</li> </ul> <p>（出典） 個人事業主：「個人企業経済調査」総務省 法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 28 年度 516,516 社（法人）、66,216 者（個人） 平成 29 年度 537,177 社（法人）、68,865 者（個人）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、中小企業におけるパソコンの利用割合は上昇しており、中小企業における事務負担軽減、事業効率の向上等が図られている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、少額減価償却資産の損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、措置として妥当である。

負担軽減措置等の適用実績	○少額減価償却資産の特例の利用業種(平成 25 年度)					
	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業
	割合 (%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0
	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	
割合 (%)	7.5	4.5	29.0	1.6		
	(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税 : 8,104,012 千円 事業税 : 5,237,637 千円 市町村民税 : 6,564,250 千円 地方法人特別税 : 6,573,424 千円 (出典)「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 (平成 25 年度) (単体法人、連結法人)					
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本措置は、少額減価償却資産の損金算入を認めることによる事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本措置創設以降、例えば、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は着実に上昇している。 <パソコン利用割合推移(従業員数 20 名未満の個人事業主)> 平成 15 年(措置創設時) 19.6% 平成 26 年 31.2% (出典)「個人企業経済調査」(総務省)					
前回要望時の達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.4 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関しては、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。 <従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況> ・個人事業主 平成 26 年 : 31.2% ・法人 平成 24 年 : 70.0% (出典) 個人事業主 : 「個人企業経済調査」(総務省) 法人 : 「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)					
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)					